病院開設について

病院を開設(開設者の変更、移転開設等を含む)しようとするときは以下の手続きが必要です。各種様式は、名古屋市公式ウェブサイトからダウンロードすることができます。

○　流れ図

事前相談		1 開設許可		2 施設使用許可		3 開設届 4 診療用エックス線装置設置届
開設までの工事等の日程、名称、病床数、必要な人員、構造設備等についてあらかじめご相談ください。(※)	⇒	左記の事項が整いましたら、工事等の開始前に病院開設許可申請書をご提出ください。	⇒	工事等が完了し、施設が使用できる状態になりましたら病院施設使用許可申請書をご提出ください。	⇒	開設後10日以内に、施設の所在地を所管する保健センターへご提出ください。

※　事前確認のため、メールで申請書類一式をPDF形式で送付いただくことも可能です。
メールアドレス：iryou-anzen@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

1　病院開設許可申請（第１号様式）

提出先　　名古屋市役所健康福祉局保健医療課
※　申請を行う場合は、事前にご相談ください。

提出期限　　病院開設前（当該許可を受けた後に工事等可能）

提出部数　　３部（添付書類を含む）
１部　保健医療課提出用
１部　保健センター用(当課より転送いたします)
１部　開設者控用（許可証とともに返却いたします）

添付書類　　①敷地の平面図及び周辺の見取図
②建物（附属建物を含む）の平面図及び配置図
③定款(認可証の写し添付)、寄付行為または条例の写し
④医療従事者必要人員算出表
※　入院患者数は満床ベースで算出します。
※　外来患者数・調剤数は前病院の過去１年間の実績を用います。
※　定員に対する医師、歯科医師、薬剤師、看護師・准看護師等の従業者は、開設時までにほぼ充足できることが必要です。

⑤土地、建物を開設者が賃借して開設する場合は、賃貸契約書(開設者本人が借りており、使用目的は病院であることが分かるもの）の写し

※　開設者本人の原本照合が必要です。

＜放射線関係装置を設置する場合＞

⑥診療用エックス線装置設置届(案)(第１６号様式)等の内容を記載した書面

※　診療用放射線装置等の装置別に設置届の作成が必要です。
　　また、必要な添付書類もそれぞれ異なりますので事前にご相談ください。

手数料　　４５，０００円

※　申請当日お渡しする納付書により納付いただき、納付済証の写しをご提出ください。

「１」に対する許可証の公布日以降に、施設の工事等を行うことができます。施設が使用可能な状態に整いましたら「２」の手続きをお願いします。

２　病院施設使用許可申請（第１５号様式）

※　開設許可を受けた施設を使用するための使用許可申請書の提出が必要です。
　なお、申請から１０日以内に「３」の実地検査にお伺いしますので、施設確認を希望する時期の１０日前までにご提出ください。

提出先　　名古屋市役所健康福祉局保健医療課

※　申請を行う場合は、事前にご相談ください。

提出期限　　「１」の許可後、竣工した施設を使用する前

※　検査確認の日の１０日前までに提出が必要です。

提出部数　　３部（添付書類を含む）

１部　保健医療課提出用

１部　保健センター用(当課より転送いたします)

１部　開設者控用（許可証とともに返却いたします）

添付書類　　①建物（附属建物を含む）の平面図及び配置図

※　病床については分割して許可を行うことはできません。

②使用病室の求積図（療養病床がある場合は機能訓練室・食堂も必要）

③医療従事者必要人員算出表

④医療従事者一覧表（③の算出の元となる従事者の名簿）

＜放射線関係装置を設置する場合＞
⑤診療用エックス線装置毎に「漏えい線量測定結果表」等の添付書類が必要ですので事前にご相談ください。

手数料　　４５，０００円
※　申請当日お渡しする納付書により納付いただき、納付済証の写しをご提出ください。

「２」に対する許可証の公布日以降に、施設等の使用ができます。なお、病室以外の施設の使用許可申請については、分割して申請することも可能です。

３　実地検査

保健医療課職員（管轄保健センターの職員が同行する場合もあります）が現地確認にお伺いいたしますので、検査日当日に下記書類をご準備ください。また、医療従事者に関する書類の確認に適切な部屋等も確保いただきますとともに、当日の検査にご立会の上、検査確認の実施にご協力いいただきますようお願いします。

なお、各施設につきましては、検査日当日までに各施設として使用可能な状態である必要があり、検査の結果改善を要する点がある場合は、再検査が必要です。

○　ご準備いただく資料等
①医療従事者一覧表（他に事務職員についてもご用意ください）
②従事する医療従事者の免許証
③臨床研修修了登録証
※　平成 16 年度以降の医師免許取得者及び平成 18 年度以降の歯科医師免許取得者は臨床研修修了登録証が必要です。
④職員の雇用契約の確認できる書類
⑤職員の雇用前健診の実施が確認できる書類
※　その他必要となる書類等が有る場合は事前に連絡いたします。

○　実地検査当日の概要等
①実地検査担当職員の紹介及び検査の予定等の説明
②書類検査
③施設検査
④検査結果の講評

４　病院開設届（第３号様式）

提出先　　開設する病院の所在区によって異なります。
①所在区が千種、昭和、瑞穂、名東区の場合
千種保健センター保健管理課医療安全担当
（電話番号：052-753-1963）
②所在区が西、中村、熱田、中川区の場合
中村保健センター保健管理課医療安全担当
（電話番号：052-481-2239）
③所在区が東、北、中、守山区の場合
中保健センター保健管理課医療安全担当
（電話番号：052-265-2254）
④所在区が港、南、緑、天白区の場合
南保健センター保健管理課医療安全担当
（電話番号：052-614-2827）

提出期限　　開設後１０日以内

提出部数　　３部（添付書類を含む）
１部　保健センター提出用
１部　保健医療課用(保健センターより転送されます)
１部　開設者控用（収受印を押印のうえ返却いたします)

添付書類　　①従事する医師、歯科医師、薬剤師の免許証の写し
②臨床研修修了登録証の写し
※　平成 16 年度以降の医師免許取得者及び平成 18 年度以降の歯科医師免許取得者は臨床研修修了登録証が必要です。

なお①②については原本もご持参ください。保健センターにて原本照合します。また、持参することが難しい場合は、開設者本人の原本照合が必要です。

管理者の免許証及び臨床研修修了登録証については、原本をご持参ください。

５　診療用エックス線装置設置届(第１６号様式)等

※　「１」の申請の際に「案」として提出した上記様式について、押印のあるものを正式にご提出ください。

提出先　　「４」と同じ

提出期限　　設置後１０日以内（開設届と同時に提出してください）

提出部数　　３部（添付書類を含む）

１部　保健センター提出用
１部　保健医療課用(保健センターより転送されます)
１部　開設者控用（収受印を押印のうえ返却いたします)

添付書類　　①診療用エックス線装置等の設置場所の平面図及び側面図（管理区域が表示されていること）
※　その他「１」及び「２」の申請の際に「案」として提出した「しゃへい計算書」「漏えい線量測定結果表」等の書類一式が必要です。

６　医療機能情報新規開設報告書

提出期限　　開設届と同時に提出してください。

提出部数　　１部
※　様式は、あいち医療情報ネット（http://iryojoho.pref.aichi.jp/）からダウンロードすることができます。

＜お問い合わせ先＞
手続「１」～「３」については、
名古屋市役所健康福祉局保健医療課地域医療係
名古屋市中区三の丸３丁目１―１　本庁舎２階
電話９７２-３４９５　ＦＡＸ９７２－４１５４
手続「４」～「６」については、
各提出先の保健センター保健管理課医療安全担当